

系統用蓄電池

※参考
系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（技術的助言）
（令和7年4月8日付け国都計第7号）

建築基準法

建築物ではない

「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」
（平成25年3月29日付け国住指第4846号）参照

建築物に該当

第一種特定工作物となる危険物の
貯蔵又は処理に供する工作物

該当しない

該当する

- 建築基準法施行令
- 危険物の規則に関する政令
- ①（種類が危険物に該当するか）
→リチウムイオン蓄電池の多くは第4類第二石油類が
使用されているものと想定される
- ②（該当する場合、危険物の数量が規定を超えるか）
非水溶性液体の場合： 5,000リットル
水溶性液体の場合： 10,000リットル

電気事業法

- ①一般配送電気事業
- ②送電事業
- ③配電事業
- ④特定送配電事業
- ⑤発電事業用

- ①小売電気事業
- ②特定卸供給事業
- ★電気事業法に該当
しないもの

- ①一般配送電気事業
- ②送電事業
- ③配電事業
- ④特定送配電事業
- ⑤発電事業用

- ①小売電気事業
- ②特定卸供給事業
- ★電気事業法に該当
しないもの

許可不要

許可不要

第一種特定工作物

事前協議要
許可不要

建築物の建築